

令和3年1月28日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官
令和2年(行コ)第12号 公文書非開示決定処分取消請求控訴事件
(原審・山口地方裁判所令和元年(行ウ)第3号)

口頭弁論終結日 令和2年11月26日

判 決

山口県岩国市今津町2丁目17-16

控訴人 井原勝介

山口県岩国市今津町1丁目14-51

被控訴人 岩国市

同代表者兼処分行政庁 岩国市長 福田良彦

同訴訟代理人弁護士 奥憲治

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が、控訴人に対し、平成30年1月25日付けで行った「愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）の共同使用に伴う現地実施協定書（平成29年10月20日付け）」と題する文書を非開示とする決定を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、処分行政庁に対し、岩国市情報公開条例（平成18年3月20日岩国市条例第20号。以下「本件条例」という。）に基づき、本件条例2条2号所定の公文書である「愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）の共同使用に伴

う現地実施協定書(平成29年10月20日付け)」(以下「本件対象文書」という。)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をしたところ、平成30年1月25日付で非開示決定処分(以下「本件非開示決定」という。)を受けたが、本件非開示決定は違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

原審は控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

以下、略語の表記及びその内容は、本判決で新たに定めるものを除くほか、原判決のそれによる。

2 関連法令等の定め

原判決15頁15行目の末尾に、改行の上、次のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1項に記載のとおりであるから、原判決別紙を含めこれを引用する。

「第25条

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

2・3 (略)

3 前提事実(証拠等を掲記した事実以外は当事者間に争いがない。)

(1) 当事者等

被控訴人は、普通地方公共団体である。処分行政庁は、被控訴人の長であり、本条例2条1号所定の実施機関である。

(2) 本件対象文書について

ア 愛宕山運動施設(愛宕スポーツコンプレックス)は、山口県岩国市愛宕町所在の国有財産であるFAC4092岩国飛行場の一部に設置された運動施設であり、日米地位協定2条1項(a)に基づき、国管法2条により、我が国(以下、単に「国」ということがある。)がアメリカ合衆国(以下「米国」という。)に使用を許した国有財

産である。被控訴人は、平成29年8月24日、防衛省中国四国防衛局（以下「中国四国防衛局」という。防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（防衛庁訓令第30号）3条により、防衛省が所管する国有財産を管理するものとされている。）の長（以下「中国四国防衛局長」という。）に対し、愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）のうち、野球場を主要施設とする172,149.84m²の土地及び同土地上の立木竹、建物及び工作物（以下「本件施設」と総称する。）について、日米地位協定2条4項(a)の規定に従い、都市公園施設として共同使用することを目的として、国管法4条1項に基づく一時使用許可の申請をした。（甲15、乙11）

イ 国は、平成29年9月8日、米国に対して本件施設の共同使用を要請し、国と米国の両政府は、同年10月5日、日米地位協定25条所定の合同委員会（以下「日米合同委員会」という。）において、日米地位協定2条4項(a)に基づき、被控訴人に、条件を付した上で本件施設を米国の軍隊（以下「米軍」という。）と共同使用されることを合意した。これを受け、中国四国防衛局長は、同月20日、被控訴人に対し、国管法4条1項に基づき、同日付け提供国有財産一時使用許可書記載のとおり下記の内容（抜粋）を定めて、本件施設の一時使用を許可した。（甲4、15、乙11）

第13条 中国四国防衛局長は、使用期間（使用を許可する期間）中において使用財産を一時使用の許可をすることができる国有財産の範囲から除外することについて、日本国と米国との間に合意が成立したとき又は協定条件（日米地位協定2条4項(a)ただし書の合意（当該合意に基づき締結された現地協定を含む。））に基づき米軍から通告があったときは、許可の取消し又は変更を行う。

第14条 中国四国防衛局長は、使用期間の開始後30日以内に正当な事由がなく定められた使用を開始しないとき又は使用の許可の条件に違反したときは、許可の取消し又は変更をすることができる。

第21条 被控訴人は、使用財産（使用を許可する財産）の使用に当たっては前各条に規定するもののほか協定条件に従わなければならない。

ウ 処分行政庁は、被控訴人を代表し、平成29年10月20日、中国四国防衛局

長の立会いの下，在日米軍を代表する米国海兵隊岩国航空基地（以下「米海兵隊岩国基地」という。）司令官との間で、本件施設を共同使用区域とし、同区域内の施設を被控訴人と米海兵隊岩国基地が共同使用するに当たっての利用条件や管理運営等の具体的な取扱いについて、日米地位協定2条4項(a)ただし書の合意に基づく現地実施協定（以下「本件協定」という。）を締結した。

本件対象文書は、本件協定の締結の際に作成された、本件協定の内容を記載した英文で構成されている文書及び便宜的に用意された日本語による仮訳の文書である。

（甲13～15）

エ 本件協定については、その概要を記載した「愛宕スポーツコンプレックス共同使用に伴う現地実施協定の概要」と題する書面（以下「概要版」という。）が作成され、公開されている。（甲15）

オ 被控訴人は、共同使用に係る本件施設の野球場エリアについて、前記イの一時使用許可を受け、公の施設である都市公園として設置する権原を取得し、関係法令の規定により都市公園の設置に伴う告示を行うとともに、関係条例の改正、制定等を経て、都市公園として市民の利用に供している。（甲4、15）

（3）本件訴えの提起に至る経緯

ア 控訴人は、平成30年1月15日、本件条例6条1項に基づき、開示請求に係る公文書（以下「対象文書」という。）を本件対象文書と特定して、公文書の開示請求（本件開示請求）をした。（甲1、2）

イ 処分行政庁は、平成30年1月25日、本件開示請求について、本件条例11条2項に基づき本件非開示決定を行い、同月26日、控訴人に対し、その通知をした。当該通知に係る書面（以下「本件通知」という。）には、公文書を開示しない理由として、本件対象文書は、文書中に「この協定は、関係する当事者間の合意なしに公表してはならない。」と定めていることから、本件対象文書の開示について、本件条例15条1項に基づき、当事者に意見照会をしたところ、開示することに反対の意向が示されたことから、被控訴人において本件条例第7条各号に掲げる情報の該当性につ

いて判断した結果、次の(ア)～(ウ)に掲げる理由により本件対象文書を非開示とする旨が記載されていた。(甲2、3)

(ア) 本件対象文書を当事者間の合意なしに公表した場合、被控訴人と当事者との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれることは明らかであり、このことは本件条例7条7号に該当するため。

(イ) 本件施設に係る国管法4条に基づく提供国有財産一時使用許可書第21条は、現地実施協定を含む協定条件に従わなければならない旨を規定しており、本件対象文書を当事者間の合意なしに公表した場合、当該許可が取り消され、都市公園として供用することができなくなるおそれがあり、被控訴人における事務及び事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことになり、このことは本件条例7条6号柱書きに該当するため。

(ウ) 本件対象文書を当事者間の合意なしに公表した場合、被控訴人が今後予定する陸上競技場等の共同使用に伴う現地実施協定の締結や現在締結している現地実施協定の更新に著しい支障を及ぼし、当該契約又は交渉に係る事務に関し、被控訴人の当事者としての地位を不当に害することは明らかであるだけではなく、国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障を来たすおそれがあり、これらのこととは本件条例7条6号イに該当するため。

ウ 控訴人は、平成30年2月19日、本件非開示決定について審査請求をした。処分行政庁は、平成31年3月19日、同審査請求を棄却した。(甲3、14)

エ 控訴人は、令和元年9月11日、本件訴えを提起した。(当裁判所に顕著)

4 争点

- (1) 本件非開示決定が理由付記を欠き本件条例11条3項に反するか
- (2) 本件対象文書に記録されている情報（以下「本件情報」という。）が本件条例7条所定の非開示情報に該当するか
- (3) 部分開示をしなかった本件非開示決定が本件条例8条1項に反するか

5 争点に関する当事者の主張

次のとおり補正し、後記6のとおり当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の3項の(1)～(3)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決5頁12行目を「(1) 本件非開示決定が理由付記を欠き本件条例11条3項に反するか(争点(1))について」と改める。
- (2) 原判決5頁25行目及び同頁末行を「(2) 本件情報が本件条例7条所定の非開示情報に該当するか(争点(2))について」と改める。
- (3) 原判決9頁4行目の末尾に「関係当事者である米軍や国の意向により公文書の開示の可否が決定されるというのでは、情報公開の原則に根本的に反する。」を加える。
- (4) 原判決9頁24行目を「(3) 部分開示をしなかった本件非開示決定が本件条例8条1項に反するか(争点(3))について」と改める。

6 当審における控訴人の主張

- ✓ (1) 本件情報が本件条例7条6号所定の非開示情報に該当しないことについて
原判決は、本件情報が同号所定の非開示情報に該当する旨の控訴人の主張に対して
何ら判断を示さなかった。
?該当しない

しかし、本件非開示決定の理由においては、本件対象文書に本件条例7条6号に該当する非開示情報があることを重要な根拠として挙げているから、本件情報が同号所定の非開示情報に該当するとの判断は、本件非開示決定の重要な一部を構成するものである。当該判断に合理性がなければ、本件非開示決定の一部に重大な瑕疵があることになるから、この点について明確な判断が示されるべきであり、原判決には審理不尽がある。

- (2) 本件情報が本件条例7条7号所定の非開示情報に該当しないことについて
原判決は、本件条例を形式的に解釈し、本件対象文書の開示は米軍の合意がないから本件協定に反するとして、本件情報の全てが同号所定の非開示情報に該当すると判

断するにとどまり、米軍が本件対象文書の開示に反対する理由について言及しなかつた。

しかし、同号所定の非開示情報は、信頼関係を著しく損なうことを開示の要件として定めているものの、本件協定が当事者の同意を開示の条件としているのとは異なり、相手方の同意の不存在を明示的には開示の要件としていない。同号所定の非開示事由に該当するというためには、当該情報の開示について相手方が反対の意向を示しているというのみでは足りず、反対の理由が合理性を有することが必要であると考えるべきであり、当該情報の開示についての相手方の反対は、開示しても相手方に何ら支障が生じないような場合は、合理性がないというべきである。合理性のない相手方の反対は、本件条例上は法的保護に値せず、当該情報については、公にすることによっても、被控訴人の機関と相手方との信頼関係が著しく損われる（同号）とはいえないと判断すべきである。

また、本件情報が非開示情報に該当するかについての判断に当たっては、本件情報の種類や性質により、開示した場合に米軍に生じる不利益と、開示を受ける市民の利益との比較考量が行われるべきである。しかるに、原審は、米軍が本件対象文書の開示に反対する理由を実質的に審理しておらず、上記比較考量をすることなく原判決を言い渡したのであり、原判決には審理不尽がある。

(3) 本件対象文書につき本件条例8条1項所定の部分開示がされるべきこと

ア 開示の利益と不利益とを比較考量して判断すべきこと

原判決は、本件対象文書の開示に反対する米軍の意向を主な根拠として、本件対象文書全体を一括して非開示情報に当たると判断した。

しかし、情報の原則公開の趣旨からすれば、非開示情報はできる限り限定的に考えるべきであって、非開示情報に該当するか否かは、対象文書に記録された種類や性質の異なる様々な情報ごとに、開示した場合に生じる支障の程度、信頼関係に与える影響の程度を考察し、開示の利益と不利益とを比較考量して判断すべきである。上記の点について、原審は、全く審理しておらず、原判決には審理不尽がある。

イ 公知の情報の記載部分については部分開示がされるべきこと

対象文書及び対象文書に記録された情報（以下「対象文書記録情報」という。）は未だ公開されていないものが想定されている。非開示情報は、対象文書の開示に起因して当事者に生じる支障を勘案して規定されているものであって、公知の情報を開示しても当事者に支障は生じない。対象文書記録情報が公知の情報に当たるか否かは、非開示情報に該当するか否かの判断における一事情に過ぎないものではなく、当該判断をする前提であって、公知の情報については、本件条例7条に規定される非開示情報の要件に該当するか否かを検討するまでもなく、非開示情報に該当しないというべきである。原判決には、上記の点についての審理不尽がある。

ウ 本件対象文書のうち概要版に記載された内容の記載部分は部分開示がされるべきこと

当該記載部分は、概要版の公開により公知の情報となっており、当該記載部分を開示したとしても、本件対象文書の当事者に新たな支障が生じるとは考えられない。本件対象文書に記載されている本件施設内の各施設の配置や利用時間等の情報は、本件施設内の各所に掲示されており、誰でも知り得るから、その開示により米軍に何らかの影響を与えるとは考えられず、仮に米軍に相当の支障を生じるおそれがあるのであれば、その内容を具体的に明らかにすべきである。

また、概要版の冒頭には、被控訴人の国に対する一時使用申請、国の米国に対する共同使用要請、日米合同委員会における合意、本件協定の締結といった、本件施設の共同使用に至る事実経過及び日付けが記載されているところ、これらは、国等が概要版の公開以前に公表している事実であって、その開示により米軍に何らかの不都合が生じるとは考えられず、仮に米軍に何等かの不都合を生じるおそれがあるのであれば、その内容を具体的に説明すべきである。

したがって、本件対象文書中、少なくとも当該記載部分については、部分開示がされるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に証拠（末尾に掲記）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 本件協定、本件対象文書及び概要版について

ア 本件対象文書において、便宜的に用意された日本語による仮訳の文書は、英文で構成されている文書と一体として取り扱われている。本件協定には、①本件協定は関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨、②本件協定の有効期間は、日米合同委員会の承認日から5年間とするが、在日米軍司令部の権限で延長することができ、又は、署名者相互の同意がある場合、被控訴人が本件協定の規定及び条件を履行していない場合等に終了することがある旨、③本件対象文書の英文と日本語の仮訳の解釈に相違がある場合は、英文が優先される旨等の内容が含まれる。（甲15、乙28、29の2）

イ 処分行政庁は、本件協定の締結に至る交渉に際し、米海兵隊岩国基地に対して本件対象文書を公開することへの同意を求めたが、米海兵隊岩国基地はその公開に同意しなかった。そこで、処分行政庁は、国及び米海兵隊岩国基地の合意を得て、本件対象文書の市民利用に関する部分を公開する手段として概要版を作成し、これを公開した。（甲4、6、15）

(2) 本件対象文書の開示に関する意見照会について

ア 処分行政庁は、控訴人以外の者から本件条例6条1項に基づき本件対象文書の開示請求を受けたことに関し、平成29年10月31日、米海兵隊岩国基地及び中国四国防衛局に対し、本件条例15条1項に基づき、本件対象文書の開示に関する意見照会をした。（甲4、乙7、8）

イ 米海兵隊岩国基地は、平成29年11月21日、前記アの意見照会に対して書面で回答し、処分行政庁に対し、本件対象文書が同年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものであることから開示してはならないし、部分的な開示であっても、今後の米軍の手続、運用又は合意事項に支障をきたすため、

開示に合意できない旨の意見を述べた。 (乙 7)

ウ 中国四国防衛局は、平成29年12月21日、前記アの意見照会に対して書面で回答し、処分行政庁に対し、本件対象文書は、他国の関係機関との調整により公にしない旨の要請を受けたものであり、公にすることで当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条3号に該当し、また、在日米軍の施設・区域の共同使用に関する交渉に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号（柱書き、ロ）に該当することから、本件対象文書の全部を開示されたい旨の意見を述べた。 (乙 8)

(3) 処分行政庁が本件対象文書を当事者の合意なく開示した場合に生じ得る事態について

ア 処分行政庁は、令和元年12月20日、中国四国防衛局及び米海兵隊岩国基地に対し、本件対象文書を当事者の合意なく開示した場合の措置等についての意向を照会した。 (乙 26, 27)

イ 中国四国防衛局は、令和2年1月16日、前記アの意見照会に対して、処分行政庁に対し、本件対象文書は、日米合同委員会における議事録の一部を構成する文書である、日米合同委員会の議事録は、日米合同委員会での協議に基づき、国及び米国の両政府の合意がない限り公表しないこととされており、被控訴人が日米両政府の合意なく開示することは、日米両政府間の取決め又は国際慣行に反し、米国政府との信頼関係が損なわれるおそれ及び日米間の忌憚のない協議等が不可能となって、日米地位協定2条4項(a)の規定に基づく在日米軍施設・区域の共同使用等に係る諸課題への効果的な対応に支障を及ぼすおそれがある、その上で、本件協定では、被控訴人が本件協定の規定及び条件を履行していない場合、在日米軍司令部の権限で本件施設の共同使用を終了することがある旨及び関係する当事者間の合意なしに本件協定を公示してはならない旨を規定しているので、仮に、被控訴人が当事者間の合意なく本件対象文書を開示した場合、当該規定に従い、本件施設の共同使用が終了することが考えられ、その場合、中国四国防衛局長は、処分行政庁に対する使用財産の一時使用許

可の取消しを行うことになるなどと回答した。 (乙28)

ウ 米海兵隊岩国基地は、令和2年1月31日、前記アの意見照会に対して、中国四国防衛局を介し、処分行政庁に対し、本件対象文書は、当事者間の合意なく開示されてはならない、本件対象文書は、日本政府及び在日米軍を含む全当事者の合意のない開示を禁じている、本件対象文書は、日米合同委員会の権限の下で作成された、1960年6月23日の日米合同委員会合意事項に従い、日本国政府及び米国政府代表者それぞれの合意がない限り、日米合同委員会で合意された事項は公表しないこととされている、日米合同委員会において、本件対象文書の無断開示は日米両政府間の取決めと国際慣行に反する行いと裁定されており、加えて無断開示は日米両政府間の信頼関係を損ねる原因ともなる、米国は日本政府が示した立ち位置に反対するものではなく、両政府の合意を得ず本件対象文書がインカーメラ審理の場、あるいは公の場で開示された場合、本件協定の規定及び条約違反とみなされ、いずれかの政府により本件協定の取消しがされかねないと回答した。 (乙29の1・2)

2 検討

当裁判所も、本件非開示決定に控訴人の指摘する違法はないと判断する。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件非開示決定が理由付記を欠き本件条例11条3項に反するか (争点(1))について

ア 前提事実の(3)イのとおり、実施機関である処分行政庁は、本件通知をもって、控訴人に対し、本件対象文書を非開示とする旨に加え、開示しない理由として、本件情報が本件条例7条6号柱書き、同号イ及び同条7号に該当する旨及びその理由を具体的に通知している。

イ 控訴人は、本件条例7条各号は公文書に含まれる情報に関して非開示情報該当性を定めるもので、公文書自体を非開示とすることの根拠とはならない旨を主張する。しかし、同条柱書きは、実施機関は、開示請求があったときは、対象文書に非開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、対象文書を開示しなければならない旨を

規定しており、実施機関は、上記の場合には、同条に基づき、対象文書を非開示とすることができるものと解されるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

また、控訴人は、法令の規定は原則として重複しないように整理されており、一つの情報が同時に本件条例7条6号柱書き、同号イ及び同条7号という複数の非開示情報に該当することは理論上あり得ないと主張する。しかし、ある非開示情報に該当する対象文書記録情報が複数の非開示情報に該当することはあり得るのであり、控訴人の上記主張は独自の見解を主張するものであって、採用することができない。

さらに、控訴人は、本件通知には部分開示（本件条例8条）に関する判断が記載されていない旨を主張する。しかし、前示のとおり、本件通知には、本件対象文書を非開示とする旨に加え、開示しない理由として、本件情報が本件条例7条6号柱書き、同号イ及び同条7号に該当する旨及びその理由が具体的に記載されており、本件非開示決定が対象文書の全部を非開示とするものであること及びその理由とともに、本件条例8条所定の部分開示をしなければならない場合に該当しないことも示されないと認められるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

ウ このように、本件非開示決定については、控訴人の主張する理由付記の不備はなく、本件条例11条3項に反するとはいえない。

(2) 本件情報が本件条例7条所定の非開示情報に該当するか（争点(2)）について

ア(ア) 前提事実の(2)のとおり、本件対象文書は、本件協定の締結の際に本件協定の内容を記載して作成された文書であり、英文で構成された文書及びその和文仮訳文書から構成されるところ、本件協定は、処分行政庁が被控訴人を代表し、在日米軍を代表する米海兵隊岩国基地司令官との間で締結したものであるから、本件対象文書に記録された情報は、本件条例7条7号所定の「市の機関と市の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報」に該当するとともに、その内容からすると、同条6号柱書きの「本市の機関が行う事務又は事業に関する情報」にも該当する。

(イ) また、前提事実の(2)及び認定事実の(2)及び(3)によると、処分行政庁は、本

件協定の締結に至る交渉に際し、米海兵隊岩国基地に対して本件対象文書を公開することへの同意を求めたが、米海兵隊岩国基地はその公開に同意せず、本件協定は、関係当事者の合意がない限り本件対象文書を公表しない旨の合意を含んで締結されたこと、国は、被控訴人に対し、一定の条件を付した上で本件施設について一時使用許可をし、被控訴人は、これにより本件施設の共同使用を認められたところ、国が付した上記条件には本件協定に従うことも含まれていること、国及び米海兵隊岩国基地は、本件対象文書の全部について開示に反対しており、国は、仮に当事者の合意のないまま開示がされた場合、本件施設の共同使用が終了することが考えられ、その場合は中國四国防衛局長において本件施設の一時使用許可の取消しを行うことになる旨認識しており、米海兵隊岩国基地は、日米合同委員会において現地実施協定書の無断開示は日米両政府間の取決めと国際慣行に反する行いと裁定されており、無断開示は日米両政府間の信頼関係を損ねる原因ともなり、現地実施協定書が両政府の合意を得ずインカーメラ審理又は公の場で開示された場合は、現地実施協定の規定及び条約違反とみなされ、いずれかの政府により現地実施協定書の取消しがされかねないと認識していること、を指摘することができる。

これらの事情を総合すると、被控訴人が、我が国及び米国の両政府が開示について合意していない状況のもとで本件対象文書を開示した場合は、米海兵隊岩国基地は、本件協定違反及び条約違反とみなし、本件施設の共同使用の終了、国による本件施設の一時使用許可の取消し、我が国又は米国のいずれかの政府による本件協定の取消しといった事態を招来しかねないものと認められるから、本件対象文書に記録された情報は、本件条例7条7号所定の「公にすることにより、市の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」に該当するとともに、同条6号柱書きの「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」及び同号イの「本市の当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものにも該当するものと認められる。

(ウ) したがって、本件情報は、本件条例7条6号柱書き、同号イ及び7号所定の非

開示情報に該当する。

イ(ア) これに対し、控訴人は、①本件協定の締結については、処分行政庁が、被控訴人の議会に諮る必要があったにもかかわらず、本件協定の内容を記した本件対象文書を同議会に提示しなかったから、重大な瑕疵があり、権限の濫用である、②したがって、本件協定は、本来公開されるべきものであり、本件協定の内容を記載した本件対象文書を非開示とすべきとする被控訴人の主張は法的保護に値しないから、本件対象文書に記載された情報が本件条例7条各号に該当することはない、などと主張する。

しかし、本件協定の内容が記載されている本件対象文書に本件条例所定の非開示情報が記録されているか否か（上記②参照）は、本件情報が本件条例7条所定の非開示情報に該当するか否かにより判断されるのであって、本件協定の締結が処分行政庁の権限の濫用に当たるか否か（上記①参照）により左右されるものではない。被控訴人が、本件訴訟において、本件非開示決定が適法である理由として本件情報が非開示情報に該当する旨を主張することは、本件協定の締結に係る処分行政庁の権限の濫用の有無に関わらず妨げられるものではなく、控訴人の上記主張は、独自の見解を主張するものであって採用することができない。

(イ) 控訴人は、本件条例7条7号の「市の機関と市の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報」とは、協議等の過程で職員により作成された記録や関連資料などに記録された情報を意味し、本件対象文書のように、被控訴人と被控訴人の機関以外の者との法律関係を確定した文書に記録された情報は、これに当たらない旨を主張する。

しかし、同号は、被控訴人と被控訴人以外の関係当事者との協力関係及び信頼関係を継続的に維持する観点から、被控訴人及び被控訴人以外のものとの間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報のうち、開示することにより、被控訴人と関係当事者との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがある情報を非開示とすることを定めたものと解される（乙2・35頁参照）。上記協力関係及び信頼関係の継続的維持の要請は、控訴人の上記主張に係る、被控訴人と被控訴人の機関以外

の者との法律関係を確定した文書の開示の場面においても異なるものではなく、同号の文言上も、控訴人の上記主張に係る情報は非開示情報から除外されていない。

したがって、控訴人の上記主張も採用することができない。

(ウ) さらに、控訴人は、①対象文書記録情報を「公にすることにより、市の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」（本件条例7条7号）か否かは、対象文書記録情報の内容や性質に照らして上記のおそれが具体的かつ実質的に認められなければならないところ、②被控訴人は、上記おそれがあることの根拠として、米海兵隊岩国基地及び国が本件対象文書の公開に反対の意見を提出していることを主張するのみで、本件協定については概要版の公開によりその主要な部分が既に公知の事実となっているにもかかわらず上記おそれがあることの具体的な根拠を示しておらず、関係当事者である米軍や国の意向により公文書の開示の可否が決定されるというのでは、情報公開の原則に根本的に反する、などと主張する。

しかし、上記主張の②について、実施機関に対する公文書の開示請求は、本件条例の定めるところによりすることができるものであるところ（本件条例5条）、本件条例7条7号の非開示情報は、被控訴人が作成し又は取得した情報の中には、開示するか否かの判断に当たり、被控訴人の機関以外のものの意思を考慮すべき性質のものが含まれており、このような情報を実施機関が一方的に開示することは、相手方との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあり、このことは、被控訴人の事務執行に支障を來し、結果的に被控訴人の市民全体の利益が損なわれることにもなりかねないことから設けられたものであるから（乙2・35頁参照），これに当たるか否かを判断するに当たり当該相手方である被控訴人の機関以外のものの意思を考慮することは、もとより予定されている。そして、本件協定の関係当事者である国及び米海兵隊岩国基地は、概要版が公表されている状況のもとにおいても、本件対象文書の開示に合意をしておらず、このような状況のもとで開示をした場合、本件施設の共同使用的終了、国による本件施設の一時使用許可の取消し、我が国又は米国のいずれかの政府による本件協定の取消しといった事態を招来しかねないことは前示のとおりであ

るから、同号の「おそれ」の解釈についての控訴人の上記主張の①を前提としても、上記のおそれが具体的かつ実質的に認められる。

したがって、控訴人の上記主張も採用することができない。

(エ) また、控訴人は、本件対象文書は、確定した文書であるから、本件条例7条6号柱書きは適用されず、被控訴人が主張する事務又は事業への支障は蓋然性のないものであり、被控訴人の当事者としての地位に対する不当な危害が生じることはないとして、本件条例7条6号柱書き及び同号イ所定の非開示情報には該当しないと主張する。

しかし、これまでに認定判断したところからすれば、本件条例7条6号柱書きについても、確定した文書の適用を排除すべき理由はなく、また、本件対象文書を開示することにより、被控訴人の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ、また、被控訴人の当事者としての地位を不当に害するおそれ（同号イ）があるとも認められる。

したがって、控訴人の上記主張も採用することができない。

(3) 部分開示をしなかった本件非開示決定が本件条例8条1項に反するか（争点(3)）について

ア 本件条例8条1項本文は、実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨を規定しているところ、米海兵隊岩国基地及び中国四国防衛局は、概要版が公表されている状況のもと、本件対象文書の開示については一部の開示であっても反対していることは、前示のとおりであり、本件対象文書を、英文で構成された文書と日本語の仮訳部分とを問わず一部であっても開示して公にすることにより、被控訴人と米海兵隊岩国基地及び我が国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある（本件条例7条7号）と認められる。

そうすると、本件対象文書に記録された情報は、その全部が同号所定の非開示情報

に該当するものと認められるから、本件対象文書については、本件条例8条1項所定の部分開示をしなければならない場合に当たらず、部分開示をしなかった本件非開示決定が本件条例8条1項に反するとはいえない。

イ 控訴人は、①本件対象文書に記録された情報のうち概要版に記載された情報は、公知の情報であり、これに相当する部分は非開示情報には該当せず、また、本件対象文書には、標題や署名者など、非開示情報に該当しないものも含まれている旨を主張し、これを前提として、②本件対象文書のうち非開示情報を区分するのは容易であるから、本件対象文書のうち概要版に記載された情報が記録された部分は部分開示がされるべきである旨を主張する。

しかし、前記アにおいて説示したところによれば、上記主張の①は採用することができず、控訴人の上記主張はその前提において採用することができない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 横溝邦彦

裁判官 鈴木雄輔

裁判官 沖 本 尚 紀

これは正本である。

令和3年1月28日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 植野有紀

